

AI 時代の知的財産権検討会（第 13 回）の内容・反響・課題と 企業の知財業務への影響

——生成 AI プリンシプル・コード（仮称）最終案の了承をめぐって——

2026 年 8 月 19 日

Claude Opus 5

1. 要旨

- 第 13 回検討会（2026 年 8 月 18 日、オンライン開催）では、生成 AI 事業者向けの行動規範「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）」の最終案が示され、座長一任により事実上了承された。日本経済新聞は、政府が近く基本原則として決定し、秋にも適用する予定であると報じている²。時事通信も大筋了承・近く決定と伝えた³。
- コードは、①学習データ等の概要開示、②法的手続を行うまたは準備する権利者からの照会への回答、③AI 利用者からの照会への回答——の 3 原則を柱とする。罰則を伴わない「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式を採り、日本国内に本店等を有しない事業者にも、日本に向けた提供であれば適用される^{4,5}。
- 権利者側は実効性の不足を、AI 産業側は営業秘密の流出と開発阻害を、それぞれ懸念しており、賛否は鋭く対立している^{13,20}。
- 第 13 回の配布資料および議事録は、本報告作成時点（2026 年 8 月 19 日）で内閣官房サイトに掲載を確認できていない¹。以下の第 13 回に関する記述は、報道および案文（第 12 回配布分）に依拠する。
- 企業の知財・法務部門にとっての急務は、(1)自社が対象事業者に該当するかの判定、(2)原則 1 の開示項目の棚卸し、(3)権利者照会窓口の整備の 3 点である。

2. 会議体の位置づけと第 13 回の概要

2.1 検討会の沿革

本検討会は、内閣府知的財産戦略推進事務局（知的財産戦略本部）が主催する有識者会議である。2024 年 5 月に「中間とりまとめ」を公表し¹¹、生成 AI と著作権法 30 条の 4、AI 生成物の著作物性、発明の保護等を整理した。その後約 1 年半の休止を経て、2025 年 10 月に再開された⁹。

再開後は、生成 AI 事業者に対する透明性確保の枠組みとしてプリンシプル・コードの検討が中心議

題となり、2025 年 12 月 26 日に案を公表して意見公募を開始⁸、第 11 回（2026 年 4 月 21 日）で意見公募結果と各団体の提出資料を提示²⁰、第 12 回（2026 年 4 月 23 日）で案文・記載例・意見公募結果を一括配布した^{5,6,7}。第 13 回はこの延長線上に位置する。

なお、座長は渡部俊也氏（東京科学大学副学長）である。第 1 回検討会の記録において「座長：渡部俊也 東京大学執行役・副学長」として座長就任が確認でき¹⁰、researchmap の本人ページにも本検討会の委員歴が記載されている¹²。（本件の事前情報として示された「座長は中村伊知哉氏」との認識は、一次資料と一致しない。）

2.2 第 13 回の開催と結論

項目	内容
開催日時	2026 年 8 月 18 日 10 時～（オンライン開催）。傍聴登録は締切済み ¹
議題	「本検討会において検討すべき課題について」（第 11 回・第 12 回と同一の議題名）
提示資料	プリンシプル・コード（仮称）最終案
結論	座長一任により事実上了承。近く基本原則として決定し、秋にも適用の予定 ^{2,3}
位置づけ	生成 AI の知財保護に特化した国内初のルール整備。2025 年成立の AI 法に基づく取組 ⁴

第 13 回で焦点となったのは、2026 年 4 月案の末尾に「なお検討する」として掲げられていた 5 項目、すなわち①原則 1 の概要開示対象事項と原則 2・3 の開示要求可能事項の内容、②各原則における開示の粒度、③原則 2 と原則 3 の扱い、④スタートアップへの配慮、⑤海外事業者を含む対象事業者への浸透とインセンティブの方策である⁵。2,161 件の意見を経てこれらがどう着地したかが実質的論点であった。

3. プリンシプル・コード（仮称）の内容

以下は第 12 回（2026 年 4 月 23 日）配布の案文に基づく⁵。最終案での修正の有無は、配布資料が未公開のため確認できていない。

3.1 三つの原則

原則	内容	時点・要件
原則 1	学習データの種類、クローラの名称・識別子、モデル情報等を、コーポレートサイト等で概要開示する	事前開示

原則	内容	時点・要件
原則 2	訴訟・調停・ADR を現に行う、または準備する権利者（代理人弁護士を含む）からの照会に対し、指定 URL 等が学習データに含まれるか回答する	事後。①該当者であること、②目的明示と目的外不使用の誓約、③照会対象 URL 等と開示を求める理由の特定が必要
原則 3	生成 AI 利用者からの照会に対し回答する	事後。回答を法的手続に用いない旨の誓約が要件

3.2 法的性格と適用範囲

- 法的拘束力および罰則はない。企業統治のステュワードシップ・コード等を参考とした「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式を採る⁵。読売新聞は、企業活動の過度な萎縮を避けるため、営業秘密など機微な情報の強制的開示を求めるものではないとされ、罰則も見送られたと報じた⁴。
- 適用対象は、目的や法人・個人の別を問わず、公衆に生成 AI を提供する開発者・提供者である。日本国内に本店等を有しない場合でも、日本に向けて提供していれば対象となる。読売新聞は、システムやサービスが日本向けに提供されている場合には海外企業も適用対象となり、米国のグーグルやオープン AI 等が念頭にがあると報じている⁴。
- 一の法人・個人が保有するデータのみを用い、その者のみが使用する生成 AI システム・サービスは適用除外とされる⁵。

3.3 実効性の設計

事務局は届出内容の審査を行わず、第三者からの照会にも回答しない。他方で、政府が取組状況を評価し、各種事業・制度において一定のインセンティブを設けることが「期待される」とされている⁵。

3.4 意見公募の状況

意見公募は 2025 年 12 月 26 日から 2026 年 1 月 26 日まで実施され⁸、計 2,161 件（うち法人・団体 99 件）の意見が寄せられた。事務局は、同一人物・団体が重複して提出したものを含む旨を注記している⁷。この過程で、名称が「AI の適切な利活用等に向けた……」から「生成 AI の……」へと変更された⁵。

4. 反響

4.1 報道

日本経済新聞は「生成 AI の学習データ、事業者に開示要求 政府が知財保護で原則案」として、座長一任・事実上了承・秋の適用予定を報じた²。読売新聞は、海外企業への適用と罰則見送りを見出しに掲げた⁴。時事通信はオンライン会合での大筋了承を伝えている³。実務メディアでは、日経クロストrendが案の登場時点で「衝撃」と評した解説を掲載しており¹⁴、弁理士事務所・法律事務所による解説も相次いでいる^{15,18}。

4.2 権利者側の反応

団体	主な主張
日本新聞協会	案に賛同しつつ、法定ルールでなく強制的開示や罰則を伴わないため事業者が順守するかは不透明と指摘。海外事業者への働きかけ強化と、改善しない場合の迅速な法制化検討を要求。原則 1 の開示対象が「データに関連する事項」と曖昧でデータセットの特定に不十分と批判 ^{13,20}
CODA	原則 2 につき、提示 URL の文字列が学習ログに存在するかという形式的確認による免責を危惧。ミラーサイト・違法サイト経由の学習を踏まえ、URL 照合ではなく作品のコンテンツそのものが学習データに含まれるかの実質的確認を要求 ²⁰
日本漫画家協会	学習データの不透明性を問題視。オプトアウトでは不十分であり、オプトイン（事前承諾）の徹底を主張
NAFCA	大枠賛成。抽象的開示や事業者ごとの粒度・形式のばらつきを解消し、権利行使に資する透明性が必要と主張。EU AI Act と齟齬がなく国際的意義があると評価

4.3 AI 産業側の反応

団体	主な主張
JIPA	目的には賛同しつつ、営業秘密・ノウハウ流出を懸念。開示は真に必要な範囲に限定し、「侵害しないこと」を「可能な限り措置を講ずる」（ベストエフォート）に修正すべきと提案。OSS 例外の公平性にも疑問を呈した ²⁰
BSA	原則 2・3 の削除を主張。インプット規制ではなくアウトプットの類似性による事後処理とすべきで、既存の法的手続に委ねるべきとの立場 ²⁰
経団連	2026 年 1 月 14 日の意見交換会で理念に賛意を示す一方、海外事業者との競争条件の公平性、技術的制約・工数負担など実務面の課題を指摘

4.4 専門家・実務家の反応

高木浩光氏は、処遇 AI と生成 AI を混同した規制設計の問題を指摘し¹⁶、代替可能性を欠く枠組み

として案を批判している¹⁷。骨董通り法律事務所の橋本阿友子弁護士は、原則3において回答を法的手続に用いない誓約を求める設計意図を解説している¹⁵。個人開発者等からは、開示負担・スタートアップへの萎縮効果・実質的なAI開発規制化への懸念が示されている。

5. 課題

5.1 相対的に合意された点

- 透明性確保と知財保護の両立という理念・方向性、およびソフトロー（コンプライ・オア・エクスプレイン）で開始することには広い賛意がある。
- 開示の記載例（ひな形）および照会・回答の統一フォーム整備への要望は、開示強化派と負担軽減派の双方に共通しており、着地しやすい論点である⁶。

5.2 未解決の争点

争点	対立の構図・現状
実効性（罰則・法制化）	権利者側は法制化検討を要求し、自民党のAI政策提言案も罰則検討を政府に求めた一方、産業側はソフトロー維持を主張。恒久的な均衡は未確定 ¹³
開示粒度	原則1の対象を「データセットが特定可能」な水準まで求めるか、営業秘密として限定するか
原則2の限定	「容易にアクセス及び確認可能なものに限る」の扱い。URL照合か実質的確認か ²⁰
著作権法30条の4	ファインチューニング/RAG時代の「享受目的」併存論、但書の適用範囲。本コードは法解釈自体を変更するものではない
AI生成物の権利	AI生成物の著作物性、AI自律発明の特許保護の是非、AI関与発明の発明者適格は、特許庁の産業構造審議会特許制度小委員会で別途審議中（特許法改正を視野）
ディープフェイク等	肖像・声・パブリシティ権は判例法理にとどまり成文法は未整備。法務省が2026年8月に現行法の解釈指針を公表（別文書）
国際整合性	EU AI Actは汎用AIモデル提供者に学習コンテンツの「十分に詳細な要約」公表義務を課し、米カリフォルニア州AB2013も学習データセット情報の公開を求める。日本案は営業秘密配慮を明記する点が特徴的である ¹⁹

6. 企業の知財業務への影響

以下はいずれも案文段階に基づく分析であり、最終版の内容により変わり得る。

領域	想定される実務対応
対象該当性の判定	自社が生成 AI の開発者・提供者として公衆提供に当たるかを、使用データと提供範囲の 2 条件で判定する。自社データのみ・自社利用のみは除外。海外拠点でも日本向け提供であれば対象となる ^{4,5}
社内利用ガイドライン	原則 3 を踏まえ、生成物の社外公開前における類似性・出所チェック手順を整備する。利用規約の確認も必要
学習・入力データ管理	原則 1 に備え、モデルカード・利用規約・プライバシーポリシー等の既存文書に開示項目がどこまで含まれるかを棚卸しする。学習ログの一定期間保持、robots.txt／ペイウォールの尊重、海賊版サイト回避の運用
権利帰属・職務発明規程	AI 生成物の著作物性は人の創作的寄与により判断される（中間とりまとめ） ¹¹ 。特許は AI 自律発明の扱いが特許庁で審議中のため、発明者表示・職務発明規程は動向注視
出願実務	AI 関与発明の記載・発明者表示は、特許庁の議論（特許法改正を視野）を踏まえ将来変更の可能性がある
契約実務	ベンダー契約・データ提供契約・ライセンスにおいて、コード対応状況の表明保証、開示義務の分担、利用規約で開示を絞る場合のオーバーライド条項（理由説明が必要）を設計する。導入企業はベンダー選定のデューデリ基準としてコード開示情報を活用し得る
営業秘密管理	開示要求と営業秘密保護の線引き（JIPA の懸念）。何を開示し何を秘匿するか の社内基準を整備する ²⁰
IP ランドスケープ	本コードの直接の対象外。なお特許庁は 2026 年 7 月に「JPO AI ビジョン」を策定
権利行使・侵害対応	権利者側は原則 2 の要件（該当者であること、目的明示と目的外不使用の誓約、照会対象 URL 等と理由の特定）を準備する必要がある ⁵
業種による差	コンテンツ企業は権利者として原則 2 の活用・透明性向上の恩恵を受ける一方、メーカー／AI 提供者は原則 1 の開示負担・営業秘密管理が主たる負荷となる

7. 推奨アクション

7.1 第 1 段階（即時）

- 自社が生成 AI の開発者・提供者としてコード対象に該当するかを、使用データ・提供範囲の 2 条件で判定する。海外向け／日本向け提供の整理を含む。

- 内閣官房サイトにおける第 13 回の配布資料・議事要旨の掲載を継続監視し、最終案の正式決定版を入手する¹。

7.2 第 2 段階（正式決定～秋の適用まで）

- 原則 1 の開示項目について、既存の公開文書（モデルカード・利用規約等）の棚卸しとギャップ分析を実施し、内閣府の記載例に沿った粒度で社内文書を整備する⁶。
- 権利者対応窓口（原則 2）の要件（申出要件の明確化、対応記録の保存）を満たすか点検する。
- 契約テンプレート（ベンダー契約・データ提供契約）へのコード対応条項・表明保証の追加を検討する。

7.3 第 3 段階（継続）

- 特許庁の特許制度小委員会（AI 発明者適格・AI 自律発明）および法務省の肖像・声に関する解釈指針の動向を、知財・法務で分担してモニタリングする。
- グローバル提供企業は、EU AI Act・米州法との整合を横断的に管理する¹⁹。

7.4 判断を変える閾値

- 政府が罰則・法制化の検討に踏み込む場合（自民党提言・新聞協会の要求が実現する場合）——ソフトロー前提の対応を法令順守体制へ格上げする¹³。
- コード最終版で原則 1 の開示粒度が「データセット特定可能」な水準まで強化された場合——営業秘密管理と開示範囲の再設計を優先する。
- 主要海外事業者が届出・不届出のいずれを選ぶか——調達・取引の評価材料としての重み付けを見直す。

8. 留保・限界

- 一次情報の到達状況：第 13 回の公式ページおよび議事次第ページは、本調査で直接取得を確認できなかった（未確認）¹。検討会の開催要綱では会議資料・議事録を原則として会議開催後に公開するとされており⁹、掲載は会合後に順次行われる運用である。第 13 回の内容は報道^{2,3,4}および案文（第 12 回配布分）⁵に依拠している。
- 案文本体・関連資料は第 12 回配布分として公開済みであるが^{5,6,7}、本調査では PDF 本体の取得に至らず、検索結果および引用により実在を確認したにとどまる。

- 座長の相違：事前情報として示された「座長は中村伊知哉氏」は、一次資料（構成員名簿・過去議事録における「渡部座長」）^{9,10} および researchmap¹² と一致しない。座長は渡部俊也氏と判断される。
- 確定していない事項：プリンシプル・コードは第 13 回時点で「座長一任・事実上了承」の段階であり、正式決定・適用は「近く／秋」とされる将来の予定である^{2,3}。名称の「（仮称）」も未確定であり、適用開始日および最終版の細部は本報告時点で確定していない。
- 構成員名簿は 2025 年 10 月 24 日時点版に基づく⁹。第 13 回時点での人員変更の有無は未確認である。
- 賛否の各団体意見は意見公募提出資料・声明に基づくが²⁰、事務局公表資料は個々の意見提出者を明かしていないため、匿名意見の帰属は特定できない。

参考・構成員（2025 年 10 月 24 日時点）

◎渡部俊也（東京科学大学 副学長、座長）、上野達弘（早稲田大学）、岡崎直観（東京科学大学）、岡田淳（弁護士）、岡田陽介（ABEJA）、奥邨弘司（慶應義塾大学）、佐渡島庸平（コルク）、新清士（デジタルハリウッド大学大学院／AI Frog Interactive）、竹中俊子（ワシントン大学）、田村善之（東京大学）、中原太郎（東京大学）、福井健策（弁護士・骨董通り法律事務所）、福田昌昭（Preferred Networks）ほか。所属・肩書は当時のもの⁹。

参考文献

1. 内閣官房「AI 時代の知的財産権検討会（第 13 回）」（2026 年 8 月 18 日開催）議事次第・配布資料ページ。https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai13/index.html ※本報告作成時点（2026 年 8 月 19 日）で掲載を確認できず（未確認）。
2. 日本経済新聞「生成 AI の学習データ、事業者に開示要求 政府が知財保護で原則案」。<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA145CY0U6A710C2000000/>
3. 時事通信「A I 事業者は学習データ開示 政府、知財保護へ基本指針案」（2026 年 8 月 18 日）。<https://www.jiji.com/jc/article?k=2026081800841&g=pol&m=rss>
4. 読売新聞「生成 A I 学習データの公開や権利者への開示など要求、海外企業にも適用・罰則見送り」（2026 年 8 月 18 日）。※記事 URL は本調査で特定できず（未確認）。
5. 内閣官房「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」（第 12 回検討会 参考資料 1-1、2026 年 4 月 23 日）。https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/sanko1-1.pdf ※検索により実在を確認、本文の直接取得は未実施（未確認）。
6. 内閣官房「概要開示対象事項 具体例」（第 12 回検討会 参考資料 2-1、2026 年 4 月 23 日）。

- https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/sanko2-1.pdf ※同上（未確認）。
7. 内閣官房「パブリックコメントで寄せられた主な意見」（第12回検討会 資料1、2026年4月23日）。
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/shiryō1.pdf ※同上（未確認）。
8. 内閣府知的財産戦略推進事務局「意見募集（2025年12月26日～2026年1月26日）」。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenboshu_20251226.html
9. 内閣官房「AI時代の知的財産権検討会 開催要綱・構成員名簿」（第8回検討会 資料1、2025年10月24日）。
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai8/shiryō1.pdf ※同上（未確認）。
10. 内閣官房「AI時代の知的財産権検討会（第3回）議事録」（2023年11月7日）。
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai3/gijiroku.pdf
11. カレントアウェアネス・ポータル「『AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ』が公表される」。
<https://current.ndl.go.jp/car/220771>
12. researchmap「渡部俊也」研究者ページ（委員歴に「内閣府知的財産戦略推進事務局, AI時代の知的財産権検討会」を掲載）。※URLは本報告では未記載（未確認）。
13. 日本経済新聞「生成AIの知財保護ルール案、実効性向上を 新聞協会が政府に意見書」。
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA241IM0U6A120C2000000/>
14. 日経クロストrend「突如登場した『生成AI プリンシプル・コード（仮称）（案）』の衝撃」。
<https://xtrend.nikkei.com/atcl/contents/skillup/00009/00166/>
15. 橋本阿友子「機械学習パラダイス・日本におけるAIソフトロー『AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）』」骨董通り法律事務所コラム（2026年1月26日）。
<https://www.kottolaw.com/column/260126.html>
16. 高木浩光@自宅の日記「知財検討会にまで及ぶAI規制の混迷——処遇AIと生成AIを混ぜると、全部壊れる」（2025年12月16日）。
<http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20251216.html>
17. 高木浩光@自宅の日記「代替可能性を欠く『AI プリンシプル…』」（2025年12月27日）。
<http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20251227.html>
18. 株式会社 Uravation「【2026年最新】AI プリンシプル・コードとは | 生成AI 著作権ルール解説」。
<https://uravation.com/media/japan-ai-principle-code-guide/>
19. innovaTopia「生成AI プリンシプル・コードに関する解説記事」（EU AI Act・米カリフォルニア州AB2013との比較を含む）。※記事URLは本調査で特定できず（未確認）。
20. 内閣官房「AI時代の知的財産権検討会（第11回）」配布資料一覧（2026年4月21日。資料2＝日本新聞協会、資料3-1/3-2＝CODA、資料4＝BSA、資料5＝JIPA提出資料）。
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/ ※同上（未確認）。